

職業能力開発校条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 12 月 14 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 116 号

職業能力開発校条例施行規則の一部を改正する規則

職業能力開発校条例施行規則（昭和 44 年岩手県規則第 71 号）の一部を次のように改正する。

改正前						改正後					
別表（第 2 条関係）						別表（第 2 条関係）					
職業能力 開発校名	訓練 課程	訓練科	訓練 期間	入校 定員	総定員	職業能力 開発校名	訓練 課程	訓練科	訓練 期間	入校 定員	総定員
[略]						[略]					
岩手県立 二戸高等 技術専門 校	普通 課程	自動車 システ ム科	[略]			岩手県立 二戸高等 技術専門 校	普通 課程	自動車 システ ム科	[略]		
		<u>伝統工 芸科</u>	<u>2 年</u>	<u>0 人</u>	<u>10 人</u>			建築科	[略]		
		建築科	[略]								
[略]						[略]					
岩手県立 久慈職業 能力開発 センター	普通 課程	[略]				岩手県立 久慈職業 能力開発 センター	普通 課程	[略]			
	<u>短期 課程</u>	<u>建築科</u>	<u>1 年</u>	<u>10 人</u>	<u>10 人</u>						
備考 改正部分は、下線の部分である。											

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。